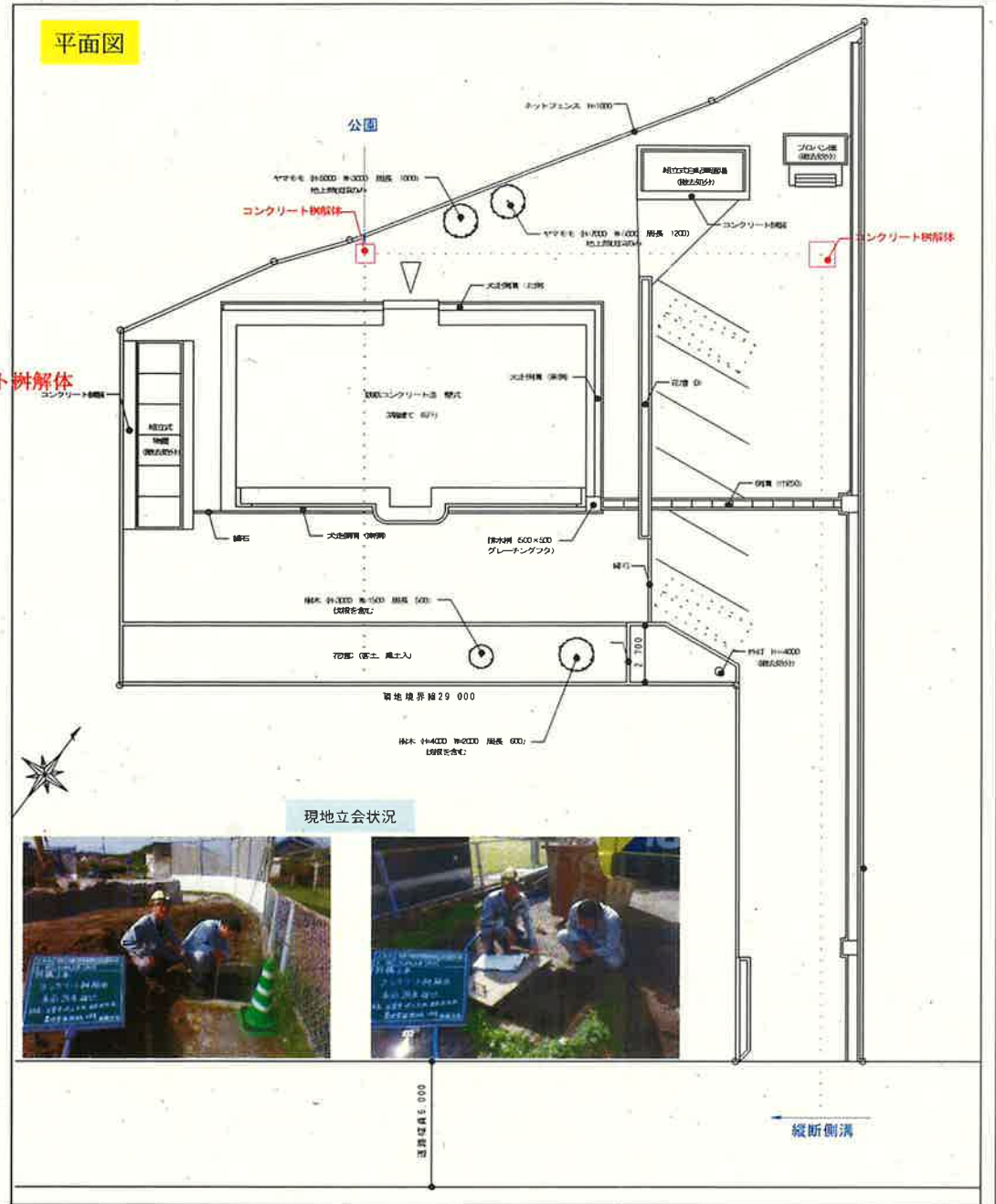


①コンクリート柵(用水路柵)について

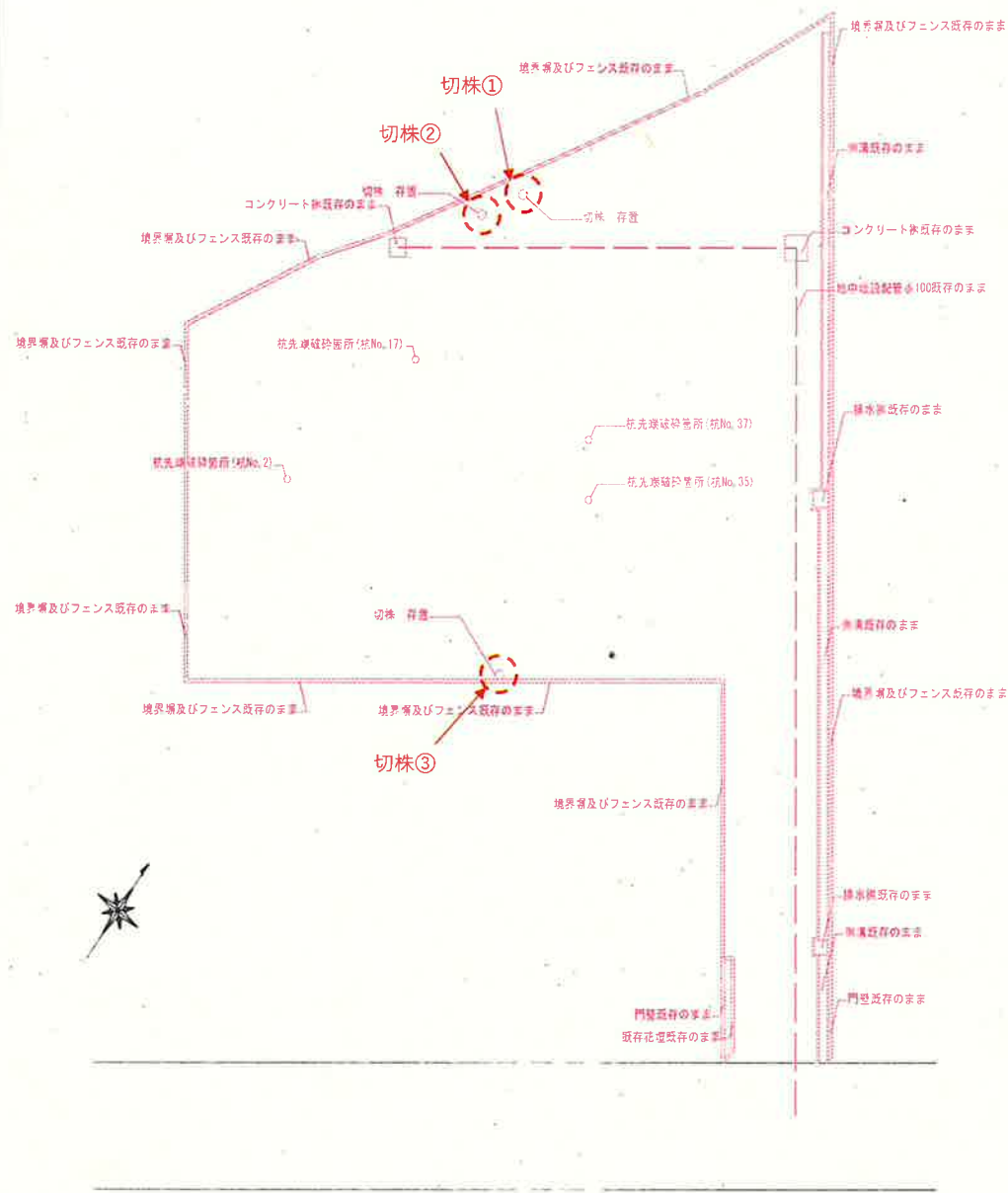
・本工事におけるコンクリート柵解体(平面図朱書きの2箇所)について、竣工時の図面では『用水路柵』と記載があったことから、日置市 産業建設課 農地整備係に対して撤去について現場確認を依頼したところ、「現在は用水路としては使用していないと思うが、雨水等の排水としての機能している事が現地に確認できることからこのコンクリート柵については、存置する」とのことであった。



②境界塀及びフェンスの存置に伴い樹木の伐根が困難な為、切株の存置について

本現場内の切株①②③については、撤去をする際に境界塀及びフェンスを崩壊させてしまう可能性がある為、伐根ができない。(切株①②については、実施設計時点で協議し、承諾を得ている。)

平面図



写真



切株①②



切株①②



切株③



切株③



切株③



切株③

③現場出入口部の汚水樹及び④敷地出入口周辺アスファルト舗装

本現場出入口付近にある汚水樹については、近隣建物(中原共同住宅)の浄化槽と共有しており撤去ができない為、存置する。
汚水樹の保護並びに土砂流出防止の観点から以下に示す範囲のアスファルト舗装の存置が必要と考える。

航空写真



写真



汚水樹の存置

確認状況

